

令和4年11月11日	
資料提供	
和歌山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部	
問合せ先	畜産課 担当:上田、橋本 災害対策課 担当:平田、岡本
電話番号	073-441-2924、2925(直通)

## 県内の家きん飼養施設における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

11月10日、白浜町の家きん飼養施設において家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生し、県家畜保健衛生所で遺伝子検査を行った結果、11月11日に疑似患畜であることが確認されました。県では、国の指針に基づき、当該施設の飼養家きんの殺処分等、必要な防疫措置を開始します。

なお、本県での発生は、令和2年の発生以来、3例目となります。

### 記

#### 1 施設の概要

所在地：白浜町

飼養状況：家きん（アヒル、ガチョウ、ダチョウ、エミュー） 63羽

#### 2 経緯

11月10日(木)

9時50分 施設から県家畜保健衛生所にアヒルの死亡数増加の連絡

16時15分 県家畜保健衛生所で簡易検査を実施した結果、陽性を確認

11月11日(金)

5時30分 県家畜保健衛生所でPCR検査を実施した結果、H5亜型の遺伝子を確認

8時00分 県のPCR検査結果をふまえ、農林水産省により高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定

#### 3 今後の予定

11月11日(金)

9時00分～ 和歌山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部 第1回本部会議  
本部会議で決定後、家きんの殺処分開始

#### 4 県の対応

(1) 当該施設の飼養家きんの殺処分及び殺処分後の家きんの焼却処分

## (2) 制限区域の設定

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を開始

移動制限区域	発生農場から半径3km以内の区域	卵や家きん等の移動を禁止
搬出制限区域	発生農場から3~10km以内の区域	卵や家きん等の区域外への搬出を禁止

	肉用鶏		採卵鶏		計	
移動制限区域	—	—	—	—	—	—
搬出制限区域	—	—	1戸	4,500羽	1戸	4,500羽
計	—	—	1戸	4,500羽	1戸	4,500羽

## (3) 消毒ポイントの設定

①しらとりスポーツ広場北グランド側駐車場 白浜町十九淵 154-1

②生馬河川敷グランド 上富田生馬 755-1

運営時間：令和4年11月11日(金)から準備が整い次第、設置

①は5:30~20:00 ②は9:00~17:00

消毒対象車両：畜産関連車両、畜産用飼料・薬剤・関連資材の運搬車両

畜産関連建設業者の車両、畜産関係指導・支援車両等

- ・消毒対象車両は、搬出制限区域の出入りの際、必ず消毒ポイントで消毒を受けてください。
- ・養鶏農場では、消毒対象車両の到着時、車両消毒証明書を確認し、確実に消毒された車両のみ受け入れてください。
- ・消毒対象車両を保有する事業者は、養鶏農場・関連事業所の出入り時、車両並びに靴底の消毒を徹底してください。

### ◎報道機関の皆様へ

- ・家きん飼養農場への立入取材は、防疫上の観点から、お控えくださいますようお願いいたします。
- ・今後も、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は国内で報告されていません。